

令和4年度 議会運営委員会行政視察報告

1. 視察期間 令和4年10月27日（木）～28日（金）

2. 出席者

委員長 太田 雅久、 副委員長 堀越 秀生

委員 拝野 健、 掛川 暁生、 青鹿 公男、 寺田 晃、 小坂 義久、
秋間 洋

議長 水島 道徳、 副議長 早川 太郎

3. 視察先及び調査事項

(1) 石川県かほく市 議会運営について

(2) 富山県 議会運営について

4. 調査の概要

別紙のとおり

【石川県かほく市】

1. 市の概要

人 口 35,921人（令和4年8月31日現在）

面 積 64.44㎢

主な特色

- ・平成16年3月1日、高松町、七塚町、宇ノ気町の3町が合併し、誕生した。
- ・石川県のほぼ中央に位置し、西に風光明媚な日本海を望み、北は宝達志水町、東は津幡町、南は内灘町に接している。
- ・地勢については、東から西に向かい、山地、丘陵地、段丘地、沖積低地、海岸砂丘地で形成されている。北部では大海川が日本海に、南部では宇ノ気川が河北潟に注ぎ、これらの地形と一体となった緑豊かな自然環境を有している。

2. 調査事項

【議会基本条例について】

(1) 制定の経緯

平成23年7月に議員定数検討特別委員会を設置し、議員定数を含めた今後の議会運営のあり方について議論を行っていたが、議会基本条例の制定について委員より提案があり、審議を開始した。

(2) 制定までの流れ

検討にあたっては、議員定数検討特別委員会で自由な意見交換を行い、条例の制定に向けて検討を進めるべきであるとの方針を確認し、他都市等の条例の内容を参考に、議会等に関する既存の条例との内容の重複を可能な限り避け、条例（素案）をとりまとめた。素案の作成にあたっては、委員会を7回、3分科会をそれぞれ3回開催した。分科会は3常任委員会と同じ構成で、条例の内容を3つに分けてそれぞれ審議した。

素案の作成後、執行部と事前協議を行い、市長の執行権の介入にあたるものがないかなど、内容について確認した。その後、パブリックコメントを実施の上、議長に対し、条例案について答申を行った。

条例案については、平成25年3月定例会において、全会一致で可決され、平成25年4月に施行された。

(3) 条例の理念

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定、自己責任及び自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係及び協働の精神による自主自立のまちづくりが必要不可欠となっている。議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史と文化、多様な地域資源等の特性を重視し、課題の把握と市民の様々な意見の反映に努め、自由闊達な討議を行い、政策の立案や提言を行う役割を担っている。また、さらに開かれた議会を目指し、積極的な情報公開と説明責任を果たさなければならない。そのため、議会基本条例の制定により、議会は市民主権による自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の負託に応えていくこととする。

(4) 主な内容

①議会報告会の開催

平成24年に初めて開催し、定例会での審査内容や議会改革の取り組み等の報告を中心に行っ

た。(旧3町でそれぞれ開催)

しかし、一般市民を対象としたため、集客等に課題があったことから、平成26年に見直しを行い、各種団体との意見交換に移行したことにより、時期にあった、また、相手方に応じたテーマを設定することで、より具体的で活発な意見交換ができるようになった。

(条文) 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うことができる。

②一般質問における一問一答制の導入

(条文) 本会議における議員の市長等に対する質疑又は質問は、広く市政の課題に関する論点又は争点を明らかにするため、一問一答の方式で行う。

③市長等への反問権の付与

(条文) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

④議会による行政評価

(条文) 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営の状況を監視し、及び評価するものとする。

(5) 条例の検証、改正

検証については、先進地への視察研修を参考に、平成29年8月から議会運営委員会で4回行い、議員全員からの意見聴取を経て、改正内容を確認した。

改正条例案については、平成29年12月定例会において、全会一致で可決され、平成30年4月に施行された。

・条文の主な改正点

①議会の議決事件について

(改正前) 市が他団体と結ぶ提携又は協定に関すること。ただし、市内部の管理に係る協定、特定の地域を対象とする協定を除く。

(改正後) 国内外の地方自治体との姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。

②議会基本条例の見直し時期について

(改正前) 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、かつ、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

(改正後) 議会は、定期的、かつ、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

③議会報告会の開催について

(改正前) 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うことができる。

(改正後) 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うこととする。

【議会による行政評価について】

(1) 目的

議会基本条例に基づき、議会による行政評価を行い、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努める。

(2) 導入までの経緯

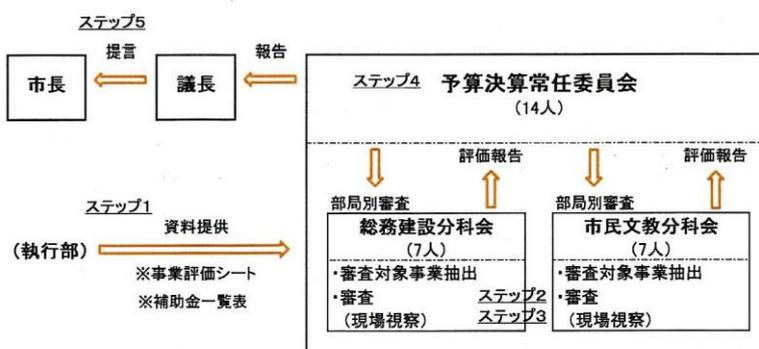
議会改革の取り組みとして、平成23年7月に決算特別委員会を設置し、行政の事業評価を活用した事前決算審査（行政評価）を実施した。3分科会（現在は2分科会）に分かれ、早期に、より詳しく専門的に審査した。また、決算審査の結果を次年度に反映させるため、決算認定を12月から9月に変更した。

平成25年には予算決算常任委員会が設置され、その中で審査されることとなった。

(3) 事務の流れ

議会による行政評価

3. 事務の流れ



-36-

(かほく市議会資料より)

①ステップ1（7月中旬）

執行部から事業成果個票及び補助金一覧表の提供を受け、予算決算常任委員会において、昨年の評価結果と合わせ、資料を配付する。委員会では、資料の説明が行われ、今年度における審査方法、日程等について確認する。

②ステップ2（7月下旬）

予算決算常任委員会及び各分科会を開催し、評価対象事業をそれぞれ抽出する。（各分科会で10事業程度）

抽出のポイントについては、昨年度の行政評価において、改善・見直しを求めたもの、事業評価シートで評価点が低いものなどとしている。

③ステップ3（8月中旬～下旬）

予算決算常任委員会の各分科会を開催し、ステップ2で抽出した対象事業について、事業成果個票をもとに、執行部から事業の内容や成果を聴取する。併せて、現場視察も行う。

審査のポイントについては、費用対効果や事業執行は妥当であったか、市民ニーズに応えられたか、改善すべき点はないか、前年度指摘した事項について改善されているか、などとしている。

その後、各分科会において、評価結果及び提言をとりまとめた、議会による行政評価報告書

を作成する。

④ステップ4（8月下旬）

予算決算常任委員会において、各分科会長による評価結果の報告を受け意見交換を行い、課題・問題点の共有化を図る。

その後、9月定例会において、決算認定議案の審査の上、とりまとめた議会による行政評価報告書を議長に提出する。

⑤ステップ5（9月下旬～10月上旬）

決算認定議案の審査結果と合わせ、市長に提言を行う。（評価結果の提出）

また、事業の必要性、妥当性、費用対効果、成果等を十分考慮し、今後の市政運営（翌年度の予算編成）に反映するよう要請する。

3. 主な質疑応答

（問）議会報告会について、意見交換を行う団体の選定はどのように行っているのか。また、意見交換を行った上で、政策に反映されることはあるのか。

（答）議員から意見交換を行いたい団体を挙げた上で、議会事務局を通じて依頼している。令和2年に消防団と意見交換を行い、消防団員の報酬額の引き上げを実現することができた。

（問）議会基本条例について、他自治体では検討期間として10年以上かけて制定する場合もあるが、かほく市議会では短期間で制定されている。その理由は。

（答）先進地への視察を多数行ったことなどから、円滑に制定することができたのではないかと考えている。これまで議会改革として取り組んできた内容を成文化するだけなので、あまり苦労したとは感じていない。

（問）議会による行政評価の中で、必要性が低い、または必要性がないと評価し、市長に提言を行った事業はあったのか。また、議会が行政評価を行うことで、効果はあったのか。

（答）事業の見直しについて、提言を行ったことは多々ある。行政評価を始める前、行政は、サービス、スピード、コスト、競争の意識が全くなかったが、議会が行政評価を行うことで、事業の目標管理につながっていると感じる。議会による行政評価は、民間でいう顧客満足度を示しているとも言え、行政にはその意識で事業に取り組んでもらいたいと考えている。

4. まとめ

議会に関する基本的事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりに寄与することを目的とした議会基本条例は、議会が市民主権による自治のさらなる推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の負託に応えていくことを決意しているという点で大きな意義がある。また、先進地への視察を多数行うなど、条例の制定後も内容の見直しを継続的に行っており、議会改革に対する意識が強く感じられた。

特に、議会による行政評価については、議会として事業の必要性や妥当性等を評価し、改善を要する事業については、翌年度の行政評価でどのように改善が行われたのか聴取していることから、事業に取り組む行政の意識が大きく変化し、市民サービスの向上につながる大変参考となる取り組みであった。

本区議会においても、条例の実効性を担保するため、継続的に議会改革を行っている同議会の取り組みを参考とし、区民生活の向上につながるよう、引き続き議会改革に取り組んでいきたい。



視察の様子



議場を見学

【富山県】

1. 県の概要

人口 1,017,973人 (令和4年8月1日現在)

面積 4,247.58km²

主な特色

- ・本州の中央北部に位置し、東は新潟県と長野県、南は岐阜県、西は石川県に隣接している。
- ・三方を急峻な山々に囲まれ、深い湾を抱くように平野が広がっており、富山市を中心に半径50kmというまとまりのよい地形が特徴である。
- ・アジア大陸や朝鮮半島など対岸諸国との古くからの交流の積み重ねを活かし、環日本海地域の中央拠点として活発な取り組みを展開している。

2. 調査事項

【議会基本条例について】

(1) 制定の経緯

平成28年7月に政務活動費不正支出事件が発覚し、議員3名が辞職する事態となったことを契機に、平成29年2月の各会派代表者会議において、平成29年度からの議会改革の取り組みとして、議会基本条例の制定について検討することが了承された。

(2) 制定までの流れ

平成29年6月に議会基本条例制定検討会議を設置し、条例の制定についての検討が始まった。検討にあたっては、論点項目の抽出・整理、公開討論会を経て、条例(素案)をとりまとめた。

素案の作成後、パブリックコメントを実施の上、平成30年2月定例会において、全会派賛成で可決され、平成30年4月に施行された。

富山県議会基本条例検討過程

| 月日 | 内容 |
|-----------------|---|
| 平成29年 6月27日 | 第1回議会基本条例制定検討会議 (組織、論点項目抽出) 【議会基本条例制定検討会議 委員】 委員長 渡辺守人副議長 委員 鹿原正一、上田英俊、宮本光明、武田慎一、藤井裕久、菅沢裕明、澤谷清、火爪弘子、吉田勉、杉本正、笠井和広、海老克昌 |
| 7月10日 | 第2回議会基本条例制定検討会議 (論点項目抽出・整理) |
| 8月29日 | 第3回議会基本条例制定検討会議 (論点項目整理) |
| 9月20日 | 第4回議会基本条例制定検討会議 |
| 9月27日 | 第5回議会基本条例制定検討会議 |
| 10月30日 | 議会基本条例制定検討会議 公開討論会 第1部 基調講演「地方議会のあり方」 ～地方自治法施行70周年を迎えて～ 講師 篠原 俊博 氏 総務省大臣官房審議官 第2部 公開討論「富山県議会基本条例について」 討論テーマ①会派と議員の役割 ②議会基本条例が目指す方向性 コーディネーター 内田 一夫 氏 全国都道府県議会議長会事務局次長 討論者 議会基本条例制定検討会議 委員長及び委員7名 (各会派代表) |
| 11月30日 | 第6回議会基本条例制定検討会議 (条例試案討議 (冒頭で今後の会議公開を決定)) |
| 12月26日 | 第7回議会基本条例制定検討会議 (条例試案討議) |
| 平成30年 1月25日 | 第8回議会基本条例制定検討会議 (条例素案を決定 (パブリックコメントを了承)) |
| 1月31日 ～2月19日 | パブリックコメント |
| 2月22日 | 第9回議会基本条例制定検討会議 (パブリックコメントの結果報告 (意見提出者数3人 意見提出件数15件) 条例案の了承) |

(富山県議会資料より)

(3) 条例の理念

二元代表制の下、県の最終意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を十分に発揮するとともに、県民の多様な意思を県政に反映させることにより、地方分権社会にふさわしい地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

(4) 主な内容

前文に、政策討論委員会や一般質問における分割質問・分割答弁方式の導入等、これまでの取り組みを明記した。

また、災害等の発生に際し、議会として必要な対応を行うことを明確に規定し、努力目標とはせず、危機管理上、明確に規定したのは全国初であった。

さらに、議会改革に継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置し、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、毎年度、県民に対し進捗状況についての公表を規定したことについても全国初であった。

【政策討論委員会について】

(1) 目的

議会活動を活性化するため、県政の重要事項及び当面の政策課題等について、議員の政策提案及び政策討論を行う。

また、議会運営委員会申合せ（平成20年3月21日）では、「議員の政策提案、議員間の政策討論並びに政策課題の執行部への提示及び県民への啓発等を行うことを趣旨とする。」としている。

(2) 設置に至る経緯

平成12年8月の議会運営委員会において、議会改革の一環として、議員同士が直接議論する場を年1回設けてはどうかと提案されたことが発端である。

平成12年11月の各党代表者会議での協議の結果、議員間の自由討議をする場として政策討論委員会の設置の合意を得た後、同月の議会運営委員会においてその旨を報告し、政策討論委員会要綱（案）を提示協議し、了承された。（当時、国会において、党首討論が初めて開催され、地方議会に刺激を与えていた。）

(3) 委員会の設置・構成等

①設置：一般選挙後最初の定例会で設置し、議員の任期中存在する。

②委員の定数：15名（議長・副議長は委員となることができない。）

(4) 委員会の運営等（具体的には理事会で決定）

①開催時期：議会の閉会中

②討論時間：概ね2時間程度

③テーマ数：原則1テーマ

④テーマの選定：委員長が理事会に諮り、決定

⑤討論等の進め方

- ・テーマについて意見や提案を申し出る委員は、原則として事前に文書で要旨を委員長に提出しなければならない。
- ・提案された意見や提案をもとに、委員間で自由に討論等を行う。

- ・委員長は、各委員が発言できるように配慮するものとする。

(5) これまでの実績

計12回開催（平成12年度から令和4年度まで）

今年度の実績

- ・日時：令和4年5月20日（金）13：30～15：30（途中5分間休憩）
- ・会場：県議会議事堂 大会議室
- ・討論テーマ：「高校の今後の在り方について」
- ・傍聴・放送：議員傍聴席18席、一般傍聴席30席
ケーブルテレビ及び県議会HPでの生中継・録画配信

(6) 今年度における開催後の感想・成果・意見

①委員からの感想

- ・今日の意見が当局にも届いて少しでもいい教育ができればと思う。
- ・いろんな意見が出たが、方向性は一致していると感じた。
- ・高校再編の議論を早急に始められるように、議会として当局に伝えていくことが重要だと思う。
- ・公立学校も私立学校も応援するため、県議会として頑張っていきたい。
- ・今後の再編に係る議論には、現場の教職員や保護者の意見が反映されるよう、県議会でも一緒に努力していきたい。

②県民からの意見（視聴後のアンケート等）

- ・事実を確実に押さえて、より深い議論を進めてほしい。
- ・党派を超えても意見のばらつきがなく、ほぼ一致していたことに驚いている。様々な事例があり難しい問題だと思うが、今後も議論を見させてもらいたい。
- ・テーマに応じて議事堂以外で開催してほしい。

③成果

定例会における質問（代表質問、一般質問、予算特別委員会）について、6月定例会においては、質問者22名中8名、9月定例会においては、質問者22名中15名、討論テーマ「高校の今後の在り方について」に関連する質問を行っており、委員以外の議員からも注目を集める内容であったと言える。

また、議員個人の政策形成能力が向上したことや、住民が議会や会派の考え方・政策がよく見えるようになったことなど、多くの成果をあげることができた。

なお、今年度は議事堂内で委員会を開催したが、平成23、24、28、29年度においては、議事堂外で開催しており、多数の県民に傍聴してもらったことから、議会に興味を持ってもらう一助となった。

【出前講座について】

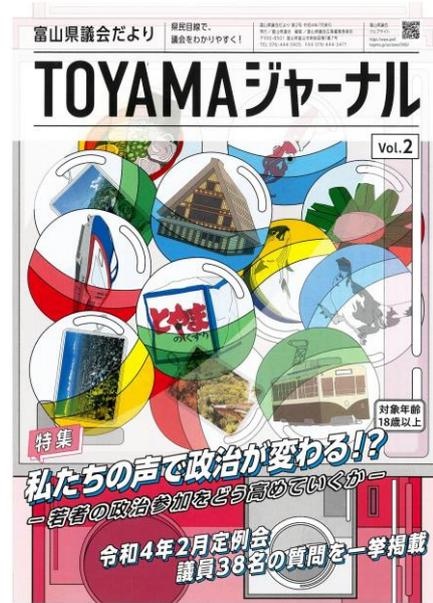
(1) 目的

議員自ら高等学校に出向き、新たに選挙権を有することとなる高校生に対し、主権者教育を目的として実施する。

(2) 実施に至る経緯

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたことに伴い、議会改革推進会議において、県議会に対する県民の認知度の向上のために効果的なPRの方法を検討し、議会広報紙を試行的に発行することが決定された。

これを受け、令和元年度より議会活動における広報について検討を進めることとし、広報編集委員会を設置した。令和2年度には議会広報紙「TOYAMAジャーナル」の試行版を発行するとともに、県民に対する意識調査及び広報の検証を行った。また、主権者教育の一環として行う出前講座について検討することとし、令和3年度より実施することとなった。



TOYAMAジャーナル（富山県議会資料より）

(3) これまでの実績

①荒井学園新川高等学校

日時：令和3年10月20日（水）

実施学年：全校全クラス

参加議員：11名（1クラス1名）

②荒井学園高岡向陵高等学校

日時：令和4年2月8日（火）

実施学年：2学年6クラス

参加議員：13名（1クラス2名）

③学校法人富山第一高等学校

日時：令和4年7月12日（火）

実施学年：3学年12クラス

参加議員：17名（1クラス1, 2名）

④荒井学園高岡向陵高等学校

日時：令和4年10月12日（水）

実施学年：2学年6クラス

参加議員：13名（1クラス2名）

(4) 実施内容

- ①出前講座趣旨説明、議員紹介
- ②役所（国、県、市役所等）及び議会・議員の仕事について
- ③税金の種類及び使い道について
- ④テーマ別学習について（議会広報紙の活用）

(5) 生徒に対するアンケート結果（出前講座の前後比較 高岡向陵高等学校）

- ①政治や社会問題に関心がある（事前）50%⇒（事後）80%
- ②18歳になって初めての選挙で投票に行く（事前）56%⇒（事後）78%

3. 主な質疑応答

(問) 平成29年より一般質問において導入している分割質問・分割答弁は、どのように行っているのか。

(答) 質問を大きく3項目程度に分け、1項目の質問が終わったら、執行部が答弁を行い、その後次の質問項目を質問するというものである。なお、一般質問では選択制として分割質問・分割答弁方式(一括質問・一括答弁方式を選択することも可)、代表質問では一括質問・一括答弁方式、予算特別委員会では一問一答方式をとっている。

(問) 政策討論委員会の開催場所について、以前は議事堂外で行っていたとのことだが、どのような場所で実施したのか。また、傍聴者の年齢層はどのような状況であったのか。

(答) 文化ホール等の公共施設を使用した。地元の議員に協力してもらい、多数の方に傍聴していただいたが、若い世代は少なかった。

(問) 出前講座に参加する議員は、どのように決定しているのか。

(答) 学校と調整を行い、実施日時を決定した上で、全議員に対し、参加可否の確認を行う。なお、特定の会派からではなく、複数の会派から参加者が出るよう調整を行っている。

4. まとめ

議会基本条例の制定により、議会改革に関する行動計画を策定するとともに、毎年度、県民に対し進捗状況を公表しており、議会改革の歩みが止まらないよう継続的に取り組む姿勢が強く感じられた。

出前講座については、生徒からの疑問等を受け付けるなど、一方向ではなく議員と生徒が互いにコミュニケーションを図ることで、質の高い講義となるよう取り組んでいる。また、講義で使用した議会広報紙「TOYAMAジャーナル」は、県民の声を反映させた編集が行われているため、県民にとって非常にわかりやすい内容となっており、高校生をはじめとした若者の政治参加に関する意識が高まるよう工夫が凝らされている。

本区議会においても、議員自らが積極的に県民への啓発等を行っている同議会のこれらの取り組みを参考とし、区民にとって議会が身近な存在であると感じてもらえるよう、引き続き区民視線を意識した議会改革に取り組んでいきたい。



視察の様子



議場を見学